



長崎県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

長崎労働局一般公示第2号

長崎地方最低賃金審議会は、長崎県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、長崎県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和2年7月20日までに、長崎地方最低賃金審議会（長崎市万才町7-1長崎労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和2年7月3日

長崎労働局長 瀧ヶ平 仁